

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

令和7年8月12日

桑折町議会議長 原 賢 志 様

桑折町議会議員

3番 半沢 正保



一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第61条第2項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1 令和7年度全国学力・学習状況調査結果について	<p>7月末文科省より、「全国学力・学習状況調査」（以下全国学テ）結果が公表された。</p> <p>この調査の目的は、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証しその改善を図る。さらには学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立していくことにある。</p> <p>以上をふまえ、全国学テの成果と改善策について、次の4点を伺う。</p> <p>(1) 全国学テの結果をもとに教育施策の成果と課題を考察し、町教委自身の指導力をどう自己評価しているのかを伺う。</p> <p>(2) 読解力並びに思考力・表現力を必要とする問題の正答率が低い傾向にあることが明らかとなった。今後の具体的改善策を伺う。</p> <p>(3) 町教委独自の研修体制等を見直し、改善に前向きに取り組む考えがあるかを伺う。</p> <p>(4) 「活力ある学力の高い町」（桑折町の未来を担う人材の育成）をめざした具体的教育推進の方策を伺う。</p>	教育長

<p>2 読書活動の推進について</p>	<p>「食は体の栄養」と同様に、「読書は心の栄養」と言われるように、読書は大変大切なものである。そこで、子どもの読書活動を推進する「読書活動の推進に関する法律」(以下 読書活動推進法)を踏まえ、次の3点を伺う。</p> <p>(1) 読書活動推進法の基本理念は、第2条「読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」本町において、学校図書館環境の整備充実にどのように取り組んできたのかを伺う。さらには基本理念の具現化が学力向上の基盤であると考えているかを伺う。</p> <p>(2) 読書活動推進法第9条の中に、「市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。」とあり、自治体の責務としている。近隣市町においては、3次計画等がHP上に公開されている。本町の子ども読書活動推進計画の公表の現状と計画の進捗について伺う。</p> <p>(3) 読書活動推進法第11条「国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする」ことから文科省「第6次学校図書館図書等整備5カ年計画」(令和4年度～令和8年度)資料の中に、「図書費、新聞費、学校司書費を一般財源として各自治体へ交付しているので、適切な予算措置をお願いします。」とある。本町において、令和4年度から令和6年度までの予算措置および執行額を伺う。</p>	<p>教育長</p>
----------------------	--	------------

<p>3 「子ども議会」の必要性について</p>	<p>総務省「人口動態調査結果」(令和7年1月1日現在)によると日本人の人口が前年より約90万8千人減少したことが明らかとなった。今後急激に人口減少していく社会へと変貌していくことが想定されている。このことへの対策の一つとして、子どもたちがまちづくりに積極的にに関わり、課題を共有していくことが必要不可欠であると考え。また、子どもたちの考える力や表現力を伸ばし、郷土愛を深めていく貴重な体験の場となる「子ども議会」を本町において開催する必要があると考え、次の3点について伺う。</p> <p>(1) 本町が将来にわたって持続可能な地域を目指す上で、次代を担う子どもたちの声を政策に取り入れる仕組みは不可欠と考える。現在のまちづくりにおいて、子どもの視点が反映されている場面はどの程度あると認識されているか。また、それを十分と評価されているのかを伺う。</p> <p>(2) 町の各種施策やまちづくり計画の立案・実施において「子どもが当事者として扱われていない」ことで、子どもたちが大人になったとき、地域離れや無関心を生んだ一因と考えることができる。行政として、子どもに発言と参加の機会を与えずに、将来の地域参画をどのように期待しうると考えているのかを伺う。</p> <p>(3) 全国の自治体・近隣市町では、子ども議会を通じて、子どもたちから町への具体的な提案がなされ、行政施策にも反映されている事例がある。本町においても、子どもの声を聴き、政策につなげる姿勢を見せることが、町政への信頼や町への愛着にもつながると考える。子ども議会の開催を前向きに検討いただけないかを伺う。</p>	<p>町長</p>
--------------------------	---	-----------

令和 7年 8月 12日

桑折町議会議長 原 賢 志 様

桑折町議会議員

9番 齊藤 謙



一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第61条第2項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1. 学校のあり方検討委員会等に関して	<p>現在、当町においても、あり方検討委員会を設置し、住民説明会等を開催し検討しているようであるが、適正規模・適正配置に関する基本的な考え方について、以下の点に関して、質問いたします。</p> <p>私は、四点(教育的視点、まちづくりの視点、学校施設の適正化の視点、地域との連携の視点)に関する基本的な考え方を質問いたします。また、検討委員会宛の諮問書提示や会議録はいつでも開示できるのか等であります。</p> <p>1. 学校のあり方検討委員会等に関して</p> <p>①教育的視点では、適正化を図る上で社会性や規範意識を身に付けることが重要と思われませんが、どのように考えていただけるのか。</p> <p>②学校施設の適正化の視点では、学校施設の経年劣化により、修繕、更新が増えてきますが、今後、町の財政状況が厳しくなることが予想される中で、どのような考えで行っていく考えなのか、</p> <p>③まちづくりの視点は、児童生徒教職員が安心して学校生活を送るための方策は、どのようにしていく考えか。</p> <p>④地域との連携の視点では、児童生徒や教員が地域の人と交流し、地域の資源や地域の行事を通じて、郷土</p>	教育長

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

	<p>の理解を深めるため、地域と一緒に再編統合後の学校づくりを進めていくためには、どのようにしていく考えでしょうか。</p> <p>2. 学級数が少ないことによる学校運営上の課題について、どのようなことが、考えられますか。</p> <p>3. 学校運営上の課題が児童生徒に与える影響について、学級数が少ないことにより生じる学校運営上の課題は何でしょうか。</p> <p>4. 小規模校のデメリットを解消・緩和する方策はどのようなことでしょうか。</p> <p>5. 再編統合までの進め方については、保護者や地域住民等にむけての説明会等を通じて、基本計画の考えと共に、学校の現状や児童生徒数の見通し、学校の適正規模・適正配置の方法等について意見交換を行うことが重要と考えますが、どのような方策で理解促進を図っていく考えなのでしょうか。</p>	
<p>2. 新公会計制度（例5年度）等に関して</p>	<p>1 新公会計制度等に関して</p> <p>(1) 制度化された目的はどのようなことでしょうか。</p> <p>(2) 今後の統一的な基準とは何でしょうか。</p> <p>(3) 貸借対照表をどのように読むのでしょうか。</p> <p>① 前年度と比較した場合、資産並びに純資産はどのようなになっているのでしょうか。その要因はどのようなことでしょうか。</p> <p>② 純資産比率は、一般的にどの程度の比率となっているのでしょうか。</p> <p>(4) 行政コスト計算書</p> <p>① 受益者負担比率はどのようなになっているのでしょうか。</p> <p>② 自治体の平均的な値はどの程度になっているのでしょうか。</p> <p>③ 純資産変動計算書はどのような視点で読むのでしょうか。</p> <p>(5) 当町の一般会計における本年度末純資産残高は前年度末に比較して、0.7億円減少しているが、その要因は何でしょうか。</p> <p>(6) 当町の一般会計における減価償却費の改善について 前年度(63.1%)より、減価償却費(令5年度64.8%)は</p>	<p>町長</p>

様式4 一般質問通告(会議規則第61条、運用基準84)

	<p>増加しているが、その要因は何でしょうか。 いつまで、改善する予定なのでしょうか。</p> <p>① インフラ工作物(道路・橋梁)、インフラ建物(公園施設)の減価償却率は高い傾向にあるが、今後、どのような改善計画を示していくのでしょうか。</p> <p>② 公共施設等総合管理計画の基に更新・統廃合を進めていく必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>③ 長寿命化計画をどのように進めていく考えなのでしょうか。</p>	
3. 財政運営等に関して	<p>トランプ大統領による高関税政策に各国が四苦八苦しているように思えますが、国内経済も地方経済はガソリン減税・消費税減税等、問題が山積しております。これからの地方経済は、歳入不足が多く、大変な時期を迎えておりますので、次の質問を行います。</p> <p>① 「土木型・投資的経費型財政」から「環境・福祉・教育的財政への転換をどのように図っていく考えなのでしょうか。</p> <p>② 今後、当町は大型建設事業費が予想されますが、どのように財源を確保していくのでしょうか。</p>	

令和 7年 8月 19日

桑折町議会議長 原 賢 志 様

桑折町議会議員

4番

羽根田 ひとみ



一般質問通告書

桑折町議会会議規則第61条第2項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>1 奨学金返済支援事業について</p>	<p>1 本町では町奨学金制度があるが、日本学生支援機構奨学金の返済支援はされていない。以前、一般質問での回答は町の奨学金があるので行わないということであった。しかし、奨学金制度を利用している学生のほとんどは日本学生支援機構の奨学金を利用している。</p> <p>町に移住定住を推進するためにも返済支援事業を行っては如何か。</p> <p>2 現在支援事業は各自治体で実施されている。今年度より国見町でも実施された。これをどのように考えるか伺う。</p> <p>3 企業は採用広報費に多額の予算をかけて採用活動を行っている中で、支援事業の取り組みも行っている。企業からの協力を考えては如何か。</p>	<p>町長</p>
<p>2 桃購入の方々への町のPR方法について</p>	<p>1 シティプロモーションの効果もあって、今年もたくさんの方が桃の購入の為に並んでいた。仙台近郊のみならず、他県の方にもお越し頂いた。そういった方々に本町の飲食店や見どころ、イベントの案内はどのようにされているか伺う。</p> <p>2 スタンプラリーやランチどころのポスター掲示は店内にあったが、並んでいる人が見える場所に看板を立てるなどの工夫が必要と考えるが如何か。</p>	<p>町長</p>

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

3 自主的活動団体の広報・バックアップについて	<p>1 広報こおりやホームページには、町が主催する行事以外の地域活動や、自主的活動団体の取り組みも掲載されている。しかし、まだ知られていない活動や行事・魅力的な場所がある。これらを加える手段として動画や写真を募集する窓口やSNSサイトを開いては如何か。</p> <p>2 町の活性化などの為に活動しようとする自主的団体の申告窓口の設置や募集をしては如何か。また、現在活動されている団体に対しどのようなバックアップをされているのか伺う。</p>	町長
4 西山城の景観と秋のイベントについて	<p>1 昔、西山城本丸からは半田山が見えていたとのこと。現在は木が視界を遮り、半田山を見ることはできない。木を伐採し半田山が見えるようにしては如何か。</p> <p>2 木の伐採には多額の予算がかかるということと、国からの許可を得ることが難しいとのことであった。具体的にどのような内容か伺う。</p> <p>3 秋に西山城のイベントがあると聞いているが、どのような内容か伺う。</p>	町長
5 歴史観光交流センターから町内への誘導について	<p>1 桑折町歴史観光交流センターから町内の見どころや商店街に誘導するために、どのような仕掛け工夫をされるのか現段階の構想を伺う。</p> <p>2 町民説明会では、町中に誘導する為に行政と商工会とで議論する。と言われた。どのように行うのか伺う。（開催時期・開催回数・メンバー・内容）</p>	町長

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

令和 7年 8月20日

桑折町議会議長 原 賢 志 様

桑折町議会議員

7番

鈴木 隆志



一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第61条第2項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1、高齢者や障がい者のゴミ出し支援について	<p>高齢者や障がい者でゴミ出しが困難な世帯に対する対策について次の点伺う。</p> <p>(1) 高齢者や障がい者に対するゴミ出し支援に対する町の対応について伺う。</p>	町長
2、生成AIの業務活用について	<p>令和6年12月時点において、政令指定都市を除く市区町村の3割で生成（AI）が導入されており、当町においても、導入活用していることから次の点伺う。</p> <p>(1) 生成AIをどのような業務に活用しているのか伺う。</p> <p>(2) 生成AI活用における利用ガイドラインの策定、利用に当たっての留意点について伺う。</p> <p>(3) 生成AIの導入に伴う、業務効率化について伺う。</p>	町長 町長 町長
3、桑折町第二次地域福祉計画について	<p>桑折町第二次地域福祉計画が、令和7年3月策定されたことから次に点伺う。</p> <p>(1) 第一次計画が終了し、第二次計画を策定するに当たっ</p>	町長

様式4 一般質問通告(会議規則第61条、運用基準84)

	<p>での留意点について伺う。</p> <p>(2) 社会福祉法において、市町村地域福祉計画にあたり、地域住民等の意見を反映させるように努めるとあるが、町としてどのように反映させたのか伺う。</p> <p>(3) 社会福祉法において、市町村地域福祉計画を策定し、その内容を公表するように努めるとあるが、町としてどのようにして公表していく考えなのか伺う。</p>	<p>町長</p> <p>町長</p>
<p>4、桑折町成年後見制度利用促進計画について</p>	<p>桑折町成年後見制度利用促進計画が、令和7年3月策定されたことから次に点伺う。</p> <p>(1) 成年後見制度のアンケートで、44.1%の人が制度のことがわからないと回答していることから制度理解促進に向けての対応について伺う。</p> <p>(2) 成年後見制度の利用を必要とする方を早期に発見し、支援につなげていくため、今後どのように対応しているのか伺う。</p> <p>(3) 成年後見制度利用支援事業の実施に向けて今後どのように検討を進めていくのか伺う。</p> <p>(4) 地域の連携体制の充実を図るため、地域連携ネットワークの核となる中核機関の設置や体制整備を今後どのように進めていくのか伺う。</p>	<p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p>
<p>5、エアコン購入等費用の補助金について</p>	<p>地球温暖化による熱中症対策として65歳以上の高齢者のみの町民税非課税世帯に対する補助金について次の点伺う。</p> <p>(1) エアコン購入費用に対する町補助金支給の考えについて伺う。</p> <p>(2) スポットクーラーレンタル費用に対する町補助金支給の考えについて伺う。</p>	<p>町長</p> <p>町長</p>

令和 7年 8月 21日

桑折町議会議長 原 賢 志 様

桑折町議会議員

11番 川名 静子



一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第61条第2項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1, 地球温暖化はますます巨大化し命・くらしが脅かされている状況に関して	<p>世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べ 1,5 度以内に抑える努力をする長期目標がパリ協定で掲げられた。今年 40 度を超す日が各地で、また、線状降水帯が頻繁に発生することで河川の氾濫、土砂崩れ等の命を脅かす災害が起きました。このことから、本町の地球温暖化対策の進捗状況はどうなっているか。</p> <p>令和3年SDGs宣言以来、17のゴールに一人ひとりが取り組んでいる効果は大きい結果を導いた。桑折の地域特性とした気象、年間の日照時間・降水量等を持続させるためにも、自分にもできる温暖化対策への取り組みはできるものと考え次の点を伺う。</p> <p>(1) 2030年までに町内消費電力量の40%以上のエネルギーを再エネで生み出す方針だが現在何%ほどまで到達しているか。</p> <p>(2) 計画期間に太陽光発電の「自家消費」型利用への転換を支援するとあるがこれまで実施した件数とその内容を伺う。</p> <p>(3) 役場地球温暖化対策実行計画 第3期は目標達成ならず。第4期は令和8年度までで二酸化炭素の排出量の目標は「15%削減」だ。年間3%とした目標は達成しているか。</p>	町長

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

	<p>(4) 町・事業者・町民が地球温暖化に対する危機感を持つために策定された「桑折町まるごと省エネ計画」はどれだけ理解されたと捉えているか。特に排出量の半分を占める産業部門への働きかけは。</p> <p>(5) 地球温暖化対策への取組みの中で特に重視し支援していくことは</p> <p>(6) 町民が取組むべき具体的内容の定期的な周知が必要ではないかと考えるが</p>	
<p>2, 授業が楽しい・分かる子供たちを一人でも多く育てることに関して</p>	<p>令和7年の全国学力テストの結果が発表された。本県は全科目とも平均を下回った。県では学力向上に向けた対策会議が開かれたようだが、本町の取組、今後も含め次の点を伺う。</p> <p>(1) 教育長として結果をどのように受け止めたか。また、各学校長等との会議は開催されたものか</p> <p>(2) 県の平均と本町平均の差はどのくらいか</p> <p>(3) 各科目の分析からどのような力が足りなかったのか、その力を付ける対策は。特に国語力に関して。</p> <p>(4) 学年が上がるにつれ「授業が分かる。分からない」事に起因し、分かれば「好き、得意」分からなければ「得意でない」と別れる。節目等での理解度チェックはされているか</p>	<p>教育長</p>
<p>3, プロポーザルの委託業者に任せるとは、町のねらいはどこにあるのか</p>	<p>奥州こおり宿楽市楽座が9月28日に開催される。町^お政施行70周年を記念し町内にある全ての山車が勢揃い、太鼓の音色に老若男女心踊らせる事業と思う。</p> <p>(1) 町のPRに絶好のチャンスと捉え、リピーターや移住を考えるような売り込み策の考えは</p> <p>(2) 業者との委託契約がR8年1月までとあるが今回以外の事業があるのか</p> <p>(3) 急な天候への対応の考えは</p>	<p>町長</p>

令和7年8月21日

桑折町議会議長 原 賢志 様

桑折町議会議員

10番 半澤 高



一般質問通告書

桑折町議会会議規則第61条第2項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1. 7月20日投票の第27回参议院議員通常選挙の投票率等について	<p>第27回参议院議員通常選挙の桑折町での投票率等に関して次の点を伺う。</p> <p>(1)今回の参院選は、3年前の令和4年7月10日投票の参院選と比較すると、投票率は全体で約5ポイント伸びており、10代20代の若い有権者においても投票率は伸びているが、その要因等の分析を含め、どのように総括したものであるのか伺う。</p> <p>(2)今後も「選挙」に関心をもってもらい多くの町民に投票してもらうために具体的にどのような方策を考えているのか伺う。</p> <p>(3)今回の開票作業は、かなり時間がかかり終了時間が翌日の0時15分を回っていた。その要因を伺うとともに今後の開票作業の時間短縮についてどのように考えているのか伺う。</p>	選挙管理委員会委員長
2. コロナ禍からの再生について	<p>昨年9月の定例議会において議決した桑折町総合計画「献上桃の郷こおり 未来躍動プラン」中期基本計画では、第4章時代の潮流1.町を取り巻く環境(1)コロナ禍からの再生のなかで『町においては、ポストコロナ社会の構築に向け、疲弊した地域コミュニティや地域経済の再生に向け、各種取組を進めてきた結果、徐々にではありますが、回復の兆しが見えてきた</p>	町長

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

質問事項	質問の要旨	質問の相手
	ものと捉えています。』とあったが、現時点でコロナ禍からの再生は、どれだけ進んだものと捉えているのか、また、まだまだの部分はどこなのか、さらにはそのまだまだの部分をどのようにしたいと考えているか伺う。	
3. 「こおりの小径」等の散策ルート整備について	桑折町都市計画マスタープランでは、「こおりの小径」等の散策ルートの整備について『景観資源活用に向けた効果促進を図るため、歩行者の安全対策や誘導サインの充実、休憩場所の配置検討を進めます。』とあるが、「こおりの小径」それぞれのルートについての整備計画等について概要を伺う。	町長
4. 聖光学院高等学校との包括連携協定について	<p>今回（8月20日）に締結した聖光学院高等学校との包括連携協定について次の点を伺う。</p> <p>(1) 聖光学院高等学校と包括連携協定を結ぶに至った経緯およびその目的について伺う。</p> <p>(2) 今回の包括連携協定を形あるものに、また有効なものにしていく具体的プランについて伺う。</p>	町長

令和 7年8月21日

桑折町議会議長 原 賢 志 様

桑折町議会議員

1番 川村 滋道



一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第61条第2項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1. 桑折町の教育行政に関連して	(1)「桑折町小・中学校のあり方検討委員会」が小中一貫校の見学を行ったと伺う、その後の検討委員会にこの視察はどのように活用されたのか伺う。 (2) 今後の「在り方委員会」はどのように行われるのか対応予定を伺う。 (3) 文科省がいわゆる働き方改革として「給特法等改正」を決めた。本町の教職員の勤務状況にどのような影響や変化があるのか伺う。	教育長
2. 本町の生活保護行政に関連して	物価高騰の影響等で暮らしに困窮した方はセーフティネットと呼ばれる生活保護の制度利用が求められる。該当者が自立して健康で最低限度の暮らしを維持するためにもこの制度の役割は重要である。本町の生活保護行政で以下の3点を伺う (1) 本町の生活保護の現状（利用者数）と昨年度の相談事例と受給決定数は何例か伺う。 (2) 相談に対する対応で給付条件としてどのような事を指導しているのか伺う。 (3) 生活保護行政で担当課で今後留意すべき事や町民に対する対応で重視している事は何か伺う。	町長

<p>3. 本町の保険診療に関連し</p>	<p>マイナンバーカードと保険証を一体化した「マイナ保険証」が更新の時期を迎える。又従来の保険証の有効期限も本年で有効期限を迎える。関連して次の5点を伺う</p> <p>(1)マイナカードの更新該当者は何名か「協会健保」「国民健康保険」「後期高齢者医療制度」別に伺う。</p> <p>(2)「国民健康保険」と「後期高齢者医療制度」の加入者のそれぞれ何人（加入者の何割）が今年有効期限をむかえるのか伺う</p> <p>(3)75歳以上の高齢者には厚労省が4月に方針を変え全員に資格確認証を送付する事にしたが本町では如何か、また「国民健康保険」と「後期高齢者医療制度」の加入者の有効期限が切れる該当者には全員資格確認証を送付されたのか伺う。</p> <p>(4)厚労省は6月に国保加入者に限り期限切れの保険証を26年3月末まで利用できる例外措置を通知した。更に8月に後期高齢者にも同様の例外措置を追加で認めた。担当課の対応は如何か伺う。</p> <p>(5)国民健康保険料の滞納で窓口10割負担となった世帯が「自己負担が困難」との申し出があれば市町村の判断で窓口負担が3割にできるとの国の措置がある。本町にはその事例があるのか、あるなら何例か伺う。</p>	<p>町長</p>
<p>4. 本町の災害時の行政対応について</p>	<p>昨今は線状降水帯などのゲリラ豪雨での深刻な被害が全国に起きている。今はどこでこのような災害が起きても不思議ではない。関連して次の3点を伺う</p> <p>(1)一人暮らしの世帯が増加している。本町の1人暮らしの世帯数は何世帯か、又その方々の防災対応はどうなっているのか伺う</p> <p>(2)各地区の避難所は主に小学校の体育館か公民館、役場、イコーゼ等に指定されている。車を所有しない1人暮らしの高齢者はそこまでの移動に困難をきたしている。担当課ではどのような対応を取られているのか伺う。</p> <p>(3)障害を持つ方やペットを置いていけないと避難を遠慮する話も聞かれるが、そのような方々に担当課ではどのような対応を取られているのか伺う。</p>	<p>町長</p>

令和7年8月21日

桑折町議会議長 原 賢 志 様

桑折町議会議員

2番 齋藤松夫



一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第61条第2項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1, 桑折町情報公開条例に基づく事務について	<p>(1) 本条例制定の目的が「町民の知る権利の保障」「町の諸活動を町民に説明する責務の全う」「公正で民主的な町政の推進」等にあることは第1条により明らかである。</p> <p>この目的達成のため、実施機関たる町長、行政委員会、並びに議会等は、「公文書の公開を請求するものの権利が十分尊重されるように、この条例を解釈し、運用するものとする」と定めている。</p> <p>本条例に基づく事務が、この規定に忠実に執行されているかどうか伺う。</p> <p>(2) 第6条（公開請求の手続き）の2において、「実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認められるときは、公開請求をしたものに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」とある。</p> <p>実際の事務がこのように進められているかどうかを伺う。</p> <p>(3) 第8条（非公開の立証責任）において、「公開の請求を受けた公文書が、前条の規定により公開できないものに該当することの立証責任は、実施機関が負う。」とある。</p> <p>この立証責任はどのような形で行うのか伺う。また</p>	町 長

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

立証責任を行った事例の有無も伺う。

（4）第17条（公開の実施）において、公開決定をしたときは、速やかに、公開請求者に対してその公開請求に係る公文書を公開しなければならない。」とある。

実際の事務はいつも期限ギリギリの文書公開となっているように思われる。

開示請求文書の公開は、17条の精神に立って可能な限り速やかに行うべきと考えるがどうか、所見を伺う。

（5）第24条（審査会の調査権限）の1において、「審査会は、必要があると認めるときは、諮問等実施機関に対し、公開決定に係る公文書の提示を求めることができる。」とある。これまで「公開決定に係る公文書の提示」を求められた事例の有無及び実施機関としての町の対応を伺う。

（6）24条の3において、「審査会は、必要があると認めるときは、諮問等実施機関に対し、公開決定に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、または整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる」とある。

これまで審査会からこのような資料提出を求められた事例の有無、及び町の対応を伺う。

24条の4において、「審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人、又は諮問等実施機関に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認めるものにその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。」とある。

これが実施に至った事例の有無を伺う。

（7）第26条（意見書等の提出）の1においては、「審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。」とある。この意見書又は資料提出はどのような手続きにより行われることとなるのか伺う。

（8）第29条（答申書又は報告書の送付等）においては、「審査会は、諮問等に対する答申等をしたときは、答申書又は報告書の写しを審査請求人及び参加人

様式4 一般質問通告(会議規則第61条、運用基準84)

	<p>に送付するとともに、答申等の内容を公表するものとする。」とある。</p> <p>この答申等の公表はどのようにして行われるか。また答申書には審査の経過も含まれるか否かを伺う。</p> <p>(9) 第34条(公文書の管理)の1においては、「実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。」と定めてあり、かつ34条の2において、「実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。」としている。</p> <p>この「公文書の管理に関する必要な事項についての定め」は、町例規集第3編 第1章 第3節の文書・公印のなかの文書管理規定と解して良いか。</p> <p>また公文書管理はこの規定通り行われ、情報公開条例に関する事務執行に支障がない状況にあると認識しているか否かを伺う。</p> <p>(10) 本町情報公開条例施行規則を見るに、同第2条で定める情報公開請求書(第1号様式)以下、様式の記載はなく略されており遺憾である。</p> <p>町民の知る権利の保障及び情報公開の総合的推進の観点からすれば、施行規則のなかに記載し、公開すべきである。所見はどうか伺う。</p>	
<p>2、議員の「質問権剥奪」につながる「総務課見解問題」について</p>	<p>(1) 「既議決事項否定の質問はふさわしくない」旨の「総務課見解」は、全国町村議長会編纂・議員必携44ページ記載の、第二章 議会の権限についての解説を根拠としたものと承知する。</p> <p>しかし問題となったのは質問のあり方についてであった。であれば参考にすべきは、議会権限についての解説のところではなく、同134ページ以下で述べられている第5章発言、五発言 についての解説である。</p> <p>とくに156ページの3質問の効果 についての次のような記述は重要で実に分かりやすいものである。</p> <p>「質問を行う目的と効果は、ただ単に執行機関の所信を質したり、事実関係を明らかにするだけにとどまるものでは決してない。所信を質することによって、執</p>	<p>町長</p>

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

	<p>行機関の政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせたり、結果としては、現行の政策を変更、是正させあるいは新規の政策を採用させるなどの目的と効果がある。」というわけである。</p> <p>「既議決事項否定の質問はふさわしくない論」の入り込む余地は全くない。</p> <p>そこで伺う。</p> <p>（1）6月定例会の町側定例会総括文書には、これまでのような「議決事項否定質問ふさわしくない論」はなかった。</p> <p>これは、当局の認識が議員必携解説や、県議長会のアドバイスに近づいた結果と解して良いか。</p> <p>それとも状況次第で「議決事項否定質問はふさわしくない論」復活の可能性はありなのかを伺う。</p>	
<p>3、非核平和の町宣言と核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書（案）否決問題について</p>	<p>本町は平成元年7月31日に「非核平和の町宣言」を行い、「核兵器廃絶」と世界平和を希求することとしたところである。さらに平和首長会議にも参画している町でもある。</p> <p>だからこそ去る3月定例会での私の一般質問、「町として核兵器禁止条約への署名と批准の働きかけをしてはどうか」に対し、町長は「議会としてもそのような対応を」との答弁をされたものと承知する。</p> <p>この答弁を受け、日本共産党議員団は議員各位に「核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書提出の提案」を行ったが合意に至らず、党議員団独自の提出となった。</p> <p>残念ながらこの意見書案は反対多数で否決となった。</p> <p>討論で明らかになった主な理由は核抑止力論肯定の立場からのものと承知する。</p> <p>戦後80年を記念しての国民的行事が相次ぎ、不戦と非核への思いと願いが、国民的なひろがりを見せるなか、かつて非核平和の町宣言を議決した桑折町議会は、「核兵器完全廃絶希求」から、アメリカの核の傘のもとでの「核抑止力論容認」へと、その立場を変えてしまったのである。</p> <p>日本被爆者団体協議会の長年にわたる核兵器廃絶めざす活動が国際的にも評価され、ノーベル賞を受賞</p>	

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

	<p>した翌年に、戦後80年という記念すべき節目の年に、このようなことでいいのかと考えざるを得ない。</p> <p>現在の状況は町執行部が「非核平和の町宣言」に基づき、その事務を進めようとするとき、議会がそれに立ちだかつてストップをかけるような構図となっているのである。</p> <p>よって桑折町議会はこうした結果を総括し、可及的速やかに、非核平和の町宣言の原点に立ち返る措置を講じなければならないと考える。</p> <p>そこで伺う。</p> <p>(1) 非核平和の町宣言を行っている町として、また平和首長会議参画の町長として、今回の意見書案否決を、どのように受け止めておられるか、率直なところを伺いたい。</p> <p>(2) 桑折町が非核平和の町を宣言した町であり続けるためには、町の積極的な取り組みが、旧に倍して必要となったと考えるがどうか。</p> <p>(3) そのため、非核平和の町宣言の町として、戦後80年を記念する行事等、何らかの取り組みを計画してはどうか。所見を伺う。</p>	
4, 有害鳥獣対策、特に熊の出没対策強化等について	<p>(1) 全国的に熊の出没頻度が高まっている。実効ある対策がとられなければ、この傾向はますます強まるものと思われる。ことは人命にかかわる問題であり、これまでの有害鳥獣対策の質的発展、量的拡充が求められている段階と考える。</p> <p>そこで、国県等の施策及び町独自の対策把握のため次の点を伺う。</p> <p>①熊出沒対策に対する国県の新たな施策推進の特徴点を伺う。</p> <p>②本町エリアにおける近年の熊出沒状況データを伺う（資料提供を希望）</p> <p>③熊出沒への町独自の対策及び検討内容を伺う。</p> <p>(2) 農村部における耕作放棄地の広がり、猪、熊出沒の要因となる。この対策で農振農用地区域等については多面的支払い交付金事業による対策が講じられ、大きな実績をつくっていると承知する。</p> <p>問題は同支払い交付金事業の対象外となっている白地区域（屋敷周り）の対策が急務となっているのではないか。この点の認識について伺う。</p>	町長

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

	<p>(3) この対策は当面町独自の対策として進めるしかないと考えるがどうか。またどのような対策を検討しているか伺う。</p>	
--	---	--

令和7年8月21日

桑折町議会議長 原 賢 志 様

桑折町議会議員

5番 石 幡 政 子



一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第61条第2項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1, ごみ減量化対策の推進と課題について	<p>本町のごみ減量化に関する取り組みについては、私も何度も一般質問等で取り上げており、年々その成果を上げていると実感している。そこで次の2点について伺う。</p> <p>(1)本年度、新規事業として本町の排出されるごみの内容を調査する「ごみ組成分析」を実施したところだが、その分析結果と今後の対策について伺う。</p> <p>(2)昨年度からごみ収集日を変更しての紙類の回収や、また、町が主体となつての衣類回収を実施してきたと、それらのリサイクル率の向上がみられ、徐々に効果を上げてきていると捉えている。また、プラスチック、ペットボトル、ビン等のリサイクル率も同様である。その中であつて、硬プラスチックのリサイクルについてはまだ実現が難しいようだ。今後の課題として、本町においてはこの問題についてどの様に取り組む考えなのか伺う。</p>	町長
2, 再生可能エネルギーの推進と課題について	<p>本町は、原子力エネルギー依存からの脱却と地球温暖化防止を目指し、地球にやさしいクリーンエネルギーの導入に取り組んでいる。そこで次の2点について伺う。</p> <p>(1)クリーンエネルギー推進の基礎となる「再生可能エネルギー導入推進計画」がある。これは、「町の特</p>	町長

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

	<p>色にあった再生可能エネルギーの導入を目指す10年間」という内容の計画である。令和7年までの目標達成の進捗状況を伺う。</p> <p>(2)クリーンエネルギーの一つ「太陽光パネル」について、本町においては補助金等の支援施策もあり設置を推進している。しかし、一方で、今、全国に広がるメガソーラー設置建設に関して、環境破壊ではないかと多くの問題が指摘されている。桑折町はメガソーラーを設置できる土地面積はないと思われるが、環境破壊を伴うメガソーラー設置建設を阻止するという、自治体の立場を示すべきではないかと考えるがこの点について伺う。</p>	
<p>3、桑折町における学力向上の取り組みと今後の展望について</p>	<p>本町における学校教育については、「15歳のめざす姿」を目標に各小・中学校が連携し、常により効果的な学力向上、人間形成につながる教育方針を示しながら、教育現場では児童生徒の成長を見守り「一人の百歩より百人の一步」を合言葉に授業を進めていると捉えている。そこで次の3点を伺う。</p> <p>(1)令和7年度の全国学力調査が実施されその結果が新聞に掲載された、その中で福島県は、小、中学校とも国語、数学の正解率が全国平均を下回っている傾向にあるという内容であった。市町村の結果については秋頃をめどに公開されるということだが、教育委員会としては、本町の傾向について把握していると思う。その結果の分析をした上で今後の対策について伺う。</p> <p>(2)新しい時代の情報活用能力の強化という点からタブレットでの授業を進めているが、昨年度から導入されたAIドリルを活用して生徒の学習や学力分析等に改善された点、効果がみられた点を伺う。</p> <p>(3)タブレットやAIの進化は目をみはるものがあり、日々進化している。本町でも学習に取り入れ、活用されているが、子どもたちの学習能力に懸念される影響があるのではとの指摘がある。過度な依存が要因となり文章読解力が低下し、文章問題で聞かれている内容が理解できない現状があるのではないかと伺う。この点について本町として認識はあるのか、あるとすれば、授業の中ではどの様に対策をしているのか伺う。</p>	<p>教育長</p>